

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。



※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。

もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東北財務局 秋田財務事務所 理財課	018-862-4196
秋田県生活センター	018-835-0999
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス秋田	0570-078386
秋田弁護士会 サラ金・クレジット相談センター ※初回相談無料 ※電話で受付・面談により相談。	018-896-5599
秋田県司法書士会	018-824-0187

事業者向け相談窓口

東北財務局 秋田財務事務所 理財課	018-862-4196
秋田県信用保証協会	018-863-9011
商工会議所	
大館 0186-43-3111	能代 0185-52-6341
秋田 018-866-6677	大曲 0187-62-1262
横手 0182-32-1170	湯沢 0183-73-6111
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
秋田県商工会連合会	
中央部拠点	018-863-8495
北部拠点	0186-67-8160
南部拠点	0182-23-7020
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
秋田県司法書士会	018-824-0187

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務
について相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以
下であれば、代理人として任意整理等の交渉をするこ
とができます。

市区町村の相談窓口

秋田市	市民相談センター 消費生活担当	018-888-5648
能代市	能代市消費生活センター	0185-89-2939
横手市	横手市消費生活センター	0182-32-2919
大館市	大館市消費生活センター	0186-43-7045
男鹿市	男鹿市消費生活センター	0185-24-9111
湯沢市	湯沢市消費生活センター	0183-72-0874
鹿角市	鹿角市消費生活センター	0186-30-0258
由利本荘市	由利本荘市消費生活センター	0184-24-6251
潟上市	潟上市消費生活センター	018-853-5370
大仙市	大仙市消費生活センター	0187-63-1136
北秋田市	北秋田市消費生活センター	0186-62-6628
にかほ市	にかほ市消費生活センター	0184-32-3043
仙北市	仙北市消費生活センター	0187-43-3313
小坂町	観光産業課観光商工班	0186-29-3908
上小阿仁村	住民福祉課住民福祉班	0186-77-2222
藤里町	町民課町民福祉係	0185-79-2113
三種町	商工観光交流課商工係	0185-85-4830
八峰町	商工観光課商工係	0185-76-4605
五城目町	住民生活課住民生活係	018-852-5112
八郎潟町	住民生活課	018-875-5806
井川町	町民生活課住民生活班	018-874-4416
大潟村	生活環境課生活班	0185-45-2115
美郷町	住民生活課環境安全班	0187-84-4903
羽後町	町民生活課生活環境班	0183-62-2111
東成瀬村	産業振興課	0182-47-3407

金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)

金融庁 多重債務

